

審 査 基 準 整 理 票

処分名	出土した文化財及び埋蔵文化財に関する資料の熟覧、撮影等の許可		
根拠法令名	大津市埋蔵文化財調査センター条例		(条項) 第 4 条
基準法令名	大津市埋蔵文化財調査センターの管理運営に関する規則		(条項) 第 5 条・第 6 条
所管部署	市民部文化財保護課埋蔵文化財調査センター		
標準処理期間	7 日	法定処理期間	
【審査基準】			
・ 文書の名称 【			
・ 掲載図書等 【			
・ 内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載			
【行為の許可基準】			
・ 出土した文化財及び埋蔵文化財に関する資料の熟覧、撮影等に際し、実測等筆記用具等の線の痕跡や、撮影の際の強度のライティング及びカメラの三脚のずさんな使用法(落下等)によって、出土した文化財及び埋蔵文化財に関する資料の保存に悪影響を及ぼすおそれがないこと。			
・ 埋蔵文化財の調査、研究、保存、活用並びに埋蔵文化財の情報の普及及び啓発の用途に供するために熟覧、撮影等が行われること。			

参 考

【根拠法令】

大津市埋蔵文化財調査センター条例

第4条 出土した文化財又は埋蔵文化財に関する資料の熟覧、撮影、写真原板の使用等をしようとする者は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。

【基準法令】

大津市埋蔵文化財調査センターの管理運営に関する規則

第5条 条例第4条の規定に基づく出土した文化財又は埋蔵文化財に関する資料（以下「出土した文化財等」という。）の熟覧、撮影、写真原板の使用等（以下「熟覧等」という。）の許可の申請は、あらかじめ出土した文化財等の熟覧等許可申請書（様式第1号）を所長に提出して行わなければならない。

2 所長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認めたときは、出土した文化財等の熟覧等許可書（様式第2号）を当該申請をした者に交付する。

3 所長は、出土した文化財等の熟覧等の許可をする場合において必要があるときは、当該許可に条件を付することができる。

4 出土した文化財等の熟覧等は、センター内の所定の場所において係員の指示に従って行わなければならない。

第6条 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、出土した文化財等の熟覧等の許可をしてはならない。

(1) 出土した文化財等の熟覧等によって出土した文化財等の保存に悪影響を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(2) 好ましくない用途に供するため出土した文化財等の熟覧等が行われると認められるとき。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。